別表第三（第八条関係）

（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	
（略）	（略）	（略）

（農林水産省組織規則の一部改正）

第八条　農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（ファンド室及び六次産業化専門官）	（ファンド室及び六次産業化専門官）
第二十七条　（略）	**第二十七条**　（略）
2　ファンド室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　ファンド室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第九条から第十二条までの規定により株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う業務に関すること。	（新設）
3・4　（略）	3・4　（略）

（農林水産省組織規則の一部改正）

第九条　農林水産省組織規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官）	（検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官）
第十五条　（略）	**第十五条**　（略）
2　検査官は、命を受けて、次に掲げる団体の業務及び会計の検査、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農林漁業信用基金及び株式会社日本政策金融公庫に対する立入検査並びに商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係る立入検査（以下「協同組合等検査」という。）の実施に関する事務を行う。	2　検査官は、命を受けて、次に掲げる団体の業務及び会計の検査、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農林漁業信用基金及び株式会社日本政策金融公庫に対する立入検査並びに商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係る立入検査（以下「協同組合等検査」という。）の実施に関する事務を行う。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　中央卸売市場を開設する者	九　中央卸売市場を開設する者及び中央卸売市場において卸売の業務を行う者
3～5　（略）	3～5　（略）

別表第三（第八条関係）

（略）	（略）	（略）
卸売市場法	第二十九条第二項	
（略）	（略）	（略）